

# 経営事項審査

(経営規模等評価申請・総合評定値請求)

# よくある質問集

-令和3年10月15日版-

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

# よくある質問集

以下では、経営事項審査に関して、よくある質問や間違いを紹介しております。必ず、申請前に一読ください。(PO数字)は、令和3年9月1日版の「経営事項審査の手引き」に該当するページです。

## 1 経営事項審査（経営状況分析・経営規模等評価）・総合評定値の概要

- ① 経営状況分析申請書を誤って建設業課に提出してしまった。

経営状況分析申請書は国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関（P103）に提出するものであり、建設業課では受理することができません。また、建設業課から登録経営状況分析機関へ同申請を転送することはできませんので、提出先にはご注意ください。誤って御提出した場合、建設業課から連絡を差し上げ、来庁していただくか、返信用の封筒を御郵送していただき、返却するよう対応いたします。

- ② 経営状況分析結果通知書を受領する前に、建設業課に経営事項審査等の申請をしてしまった。

「I 4 経営事項審査の申請の手順」(P5)に記載のとおり、必ず経営状況分析結果通知書を受領した後でなければ、経営事項審査等の申請をすることはできません（経営状況分析の申請中であっても認めておりません。）。

- ③ 経営事項審査の有効期限は、結果通知書の右上に記載された通知日から1年7か月と誤解をしていた。

「I 5 有効期間（公共工事を請け負うことのできる期間）」(P6)に記載のとおり、経営事項審査の**審査基準日**から1年7か月であり、結果通知書に記載された通知日や、結果通知書を受領日から起算されるものではありません。

- ④ 決算変更届が未提出であるにも関わらず、建設業課に経営事項審査等の申請をしてしまった。

「I 5 有効期間（公共工事を請け負うことのできる期間）」(P6)に記載のとおり、経営事項審査等の申請日までに建設業決算変更届の提出が必要となります。なお、決算変更届及び経営事項審査等の申請を同日付けで建設業課に提出することは問題ありませんが、その場合も必ず提示書類の代替書類として、(1)決算変更届の收受印のある表紙、(2)申請業種の工事経歴書、(3)直前3年の各事業年度における施工金額が必要です。

## 2 経営事項審査・総合評定値の申請手続き

- ① 経営事項審査の受付が原則郵送となったことを知らずに、建設業課の窓口に来所してしまった。

「Ⅱ 3 申請に必要な書類一覧」(P9)に記載のとおり、(1)提出書類、(2)確認書類、(3)提示書類の代替書類、(4)郵送前確認票及び経営事項審査に係る連絡票、(5)返信用レターパックを全て持参されている場合は、その場で受け取りはさせていただきます。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ来庁を避けて郵送により御提出ください。申請書類等を持参した場合も、対面による審査は行わないため、補正の連絡や副本の返送は後日となります。

- ② 都道府県経由事務が廃止になったことを知らずに、誤って国土交通大臣許可業者の経営事項審査に係る書類を県の建設業課に提出してしまった。

国土交通大臣許可業者の経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書については、県の建設業課では受理することができません。返信用封筒等が同封されていた場合、申請者に返送させていただきますので、速やかに関東地方整備局建政部建設産業第一課に御提出ください（経由事務の廃止についてはP8を参照してください）。

- ③ 提出書類のうち、添付漏れの書類があった。

提出書類 (P9) の添付漏れがある場合、結果通知書を交付することができません。速やかに添付漏れの書類を追加で御提出ください。

- ④ 確認書類及び提示書類の代替書類のうち、添付漏れの書類があった。

確認書類及び提示書類の代替書類は全て写しで可 (P10) のため、FAX 又は郵送により御提出ください。特に、提示書類の代替書類は添付漏れが散見されるので、ご注意ください。

- ⑤ 経営事項審査と決算変更届を合封して送付したため、提示書類の代替書類として、決算変更届の写しの同封をしていなかった。

経営事項審査と決算変更届を合封して送付する場合であっても、提示書類の代替書類として決算変更届の写しを省略することはできません。必ず、決算変更届の写しを御提出ください (P10)。

- ⑥ 初めて経営事項審査を申請する場合又は前事業年度の経営事項審査を受けていない場合、提示書類の代替書類のうち、消費税の確定申告書の写しを審査対象事業年度分しか添付をしていなかった。

初めて経審を申請する場合又は前事業年度の経審を受けていない場合には、前事業年度分（3年平均を選択する場合には前々事業年度分）も必要です。(P10)。

※ 非常に多く散見される間違いのため、ご注意ください。

- ⑦ 提示書類の代替書類として誤って原本を送付してしまった。

郵送提出に関する注意事項（P14）に記載のとおり、提示書類の代替書類は返却しません。誤って送付した原本の還付を希望する場合、速やかに建設業課横浜駐在事務所経営事項審査担当宛に御連絡ください。

- ⑧ 郵送前確認票及び経営事項審査に係る連絡票の添付が漏れていた。

郵送前確認票及び経営事項審査に係る連絡票は、申請者の押印は不要のため、FAX又は郵送により御提出ください。

- ⑨ 返信用封筒を同封し忘れた。

追加で返信用封筒を建設業課横浜駐在事務所経営事項審査担当宛に郵送してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、経営事項審査申請書の副本の窓口での返却はしていません。

やむを得ず、決算変更届と経営事項審査を合封する場合、返信用封筒は必ず複数同封してください（返信用封筒が一通の場合、決算変更届及び経営事項審査の副本返却に遅れが生じます。）。

- ⑩ 経営事項審査を申請中に、他行政庁に建設業許可換え新規を受けてしまった。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届く前に他行政庁の建設業許可を受けた場合、経営事項審査申請時には神奈川県知事許可であっても、神奈川県は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を発行することができません。この場合にあっても、審査手数料は返還できませんのでご注意ください。

### 3 申請書の記入

#### (1) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001 帳票）

- ① 建設業許可更新申請を行ったため、項番 03「前回の申請時の許可番号」を記載した。

更新による許可年度の変更、般・特の変更等の場合には記入は不要です。許可換え等で許可番号が変わった場合のみ記入します。

- ② 項番 07「資本金額又は出資総額」の数字が経営状況分析結果通知書に記載された「資本金」の数字と一致しない。

項番 07「資本金額又は出資総額」は経営状況分析結果通知書記載の「資本金」を記入してください（P19）。特に、前回の経営事項審査申請時以降に、資本金の増減資等を行っている場合は注意が必要です。

なお、経営状況分析結果通知書記載の「資本金」の数字に誤りがある場合は、再度経営状況分析の申請を行っていただく必要がございます。

※ 連結決算の場合は申請会社単独の資本金を記入してください。

- ③ 項番 15「許可を受けている建設業」及び項番 16「経営規模等評価対象建設業」において、審査基準日時点では許可を有していたが、経営事項審査の申請時において廃業している業種に数字を記入している。

審査基準日では許可を有していても、経営事項審査の申請時において許可を有していない業種は、項番 15「許可を受けている建設業」及び項番 16「経営規模等評価対象建設業」に数字を記入することはできません（P20）。

- ④ 項番 16「経営規模等評価対象建設業」において、完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ（加算）を行った業種に「9」を記載していた。

完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ（加算）を行った業種については、「項番 16」経営規模等評価等対象建設業に「9」を記載することができません（P20、P28）。

※ ただし、申請時に許可を有している業種であるため、項番 15「許可を受けている建設業」については、該当の数字を記入しなければいけません。

- ⑤ 項番 17「自己資本額」において2期平均を選択した場合の自己資本の額、又は項番 18「利益額」において2期平均をした利益額の数字について、千円未満の端数が切り上げされていた。

2期平均した自己資本額及び利益額については、いずれも千円未満の端数を切り捨てた数字を記入しなければいけません（P20）。

※ 負の値であっても、千円未満の端数は切り捨てとなります。

## (2) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票)

- ① 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、又は鋼構造物工事を申請する際、当該業種に対応する内訳の工事の記入がなかった。

下記の3業種を申請する場合は、それぞれに対応する内訳の工事を記入してください。

- ・土木一式工事 (010) →プレストレストコンクリート構造物工事 (011)
- ・とび・土工・コンクリート工事 (050) →法面処理工事 (051)
- ・鋼構造物工事 (110) →鋼橋上部工事 (111)

※ 完成工事高や元請完成工事高が0であっても、記入が必要です。

- ② 審査対象事業年度の完成工事高又は元請完成工事高の数字が、決算変更届の工事経歴書の数字と一致しない。

審査対象事業年度の完成工事高又は元請完成工事高の数字は、決算変更届の工事経歴書の数字と一致する (P24) ため、審査対象事業年度の完成工事高又は元請完成工事高に、工事経歴書の数字と違った数字を転記した場合、速やかに工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票) の差替えが必要です (工事経歴書自体の数字に誤りがある場合、決算変更届の差替えが必要となります。)

- ③ 審査対象事業年度の完成工事高又は元請完成工事高の項番 33「その他」、又は項番 34「合計」の数字が、決算変更届の直前3年の各事業年度における工事施工金額の数字と一致しない。

審査対象事業年度の完成工事高又は元請完成工事高の項番 33「その他」、又は項番 34「合計」の数字は、決算変更届の直前3年の各事業年度における工事施工金額の数字と一致する (P25) ため、審査対象事業年度の完成工事高又は元請完成工事高に、直前3年の各事業年度における工事施工金額と違った数字を転記した場合、速やかに工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票) の差替えが必要です (直前3年の各事業年度における工事施工金額自体の数字に誤りがある場合、決算変更届の差替えが必要となります。)

- ④ 項番 31「計算基準の区分」において、3年平均を選択した場合、審査対象事業年度の前年度と前々年度分の平均の工事種類別完成工事高の数字について、千円未満の端数が切り上げされていた。

審査対象事業年度の前年度と前々年度分の平均の工事種類別完成工事高の数字については、いずれも千円未満の端数を切り捨てた数字を記入しなければいけません (P26)。

- ⑤ 項番 32「業種コード」において、完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ (加算) を行った業種を記載していた。

完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ (加算) を行った業種については、「項番 16」経営規模等評価等対象建設業に「9」を記載することができないため、業種コードにおいても記載することができません (P28)。

※ 非常に多い間違いなので、ご注意ください。

### (3) 技術職員名簿 (2005 帳票)

- ① 審査対象事業年度中に新規の技術職員となった者がいたが、新規掲載者に○が付されていない。

**審査対象事業年度中に新規の技術職員となった者につき、○印を記入しなければいけません (P34)。**

※ ただし、審査基準日から遡って6か月を超える恒常的な雇用関係がない職員は名簿に記載することができないので、ご注意ください。

- ② 業種コードにおいて、完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ(加算)を行った業種を記載していた。

**完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ(加算)を行った業種については、「項番 16」経営規模等評価等対象建設業に記載することができないため、項番 82「業種コード」においても記載することができません (P28、P34)。**

※ 非常に多い間違いなので、ご注意ください。

- ③ 二つの異なる有資格区分コードが記載されていたが、それぞれの業種コードは同じものであった。

**申請業種に対して複数の資格等を有している場合であっても、有資格区分コードは1つだけしか記入することができません (P34)。**

(例) 第一種電気工事士と第二種電気工事士の資格を有する場合、申請業種はどちらも電気工事のみのため、どちらか一方のみを記載することになります。

- ④ 有資格区分コードが002であるにも関わらず、講習受講が「1」と記載されていた。

002(法第7条第2号ロ該当～10年の実務経験)は技術職員有資格区分コード表上では、1級相当ではなく、「その他」の資格となるため、講習受講は「2」を記載しなければなりません(P34、62)。

1級相当の資格を有する者が、審査基準日において、監理技術者資格者証の交付を受けている場合で、かつ国土交通大臣登録講習を受講している場合は「1」を記入することができます(P34)。

監理技術者資格者証は審査基準日時点で有効であるもの、監理技術者講習修了書は講習修了日が審査基準日から遡って5年以内でなければなりません。

**※建設業法施行規則の一部改正がされ、令和3年1月1日から監理技術者講習の有効期間が変わりました。従来の有効期間は、講習を受講した日から5年間でしたが、改正により、講習を受講した日から受講した年の5年後の12月31日までとなります。**

- ⑤ 技術職員名簿に有資格区分コード「005」で記載できる監理技術者補佐を1級技士補ではないが、実務経験で監理技術者資格者証を持っている者を記載していた。

**監理技術者補佐は1級技士補に限られず、実務経験で監理技術者になっている者は監理技術者補佐として加点対象となります。**

**その場合の確認資料は監理技術者資格者証の表面になります。**

#### (4) その他の審査項目（社会性等）（2004 帳票）

- ① 項番 47「営業年数」において、法人設立時点から申請日までの期間が記載されていた。

**建設業許可（又は登録）取得時点から審査基準日までの営業年数を記入しなければいけません（1年未満の端数は切り捨て）。（P38）**  
※ 非常に多い間違いのため、ご注意ください。

- ② 項番 47「営業年数」において、建設業登録があったにもかかわらず、備考欄に何ら記載がなかった。

**建設業登録の場合、必ず登録取得日を備考欄に記載しなければいけません。（P38）**備考欄に記載がないと、当課の許可の台帳等で確認できる許可取得日から審査基準日までの営業年数しか認めませんので、ご注意ください。

#### (5) 審査手数料証紙

- ① 誤って収入印紙が貼り付けられていた。

**神奈川県知事許可の場合、手数料は神奈川県証紙であるため、収入印紙は認められません。速やかに、業種数に応じた手数料の神奈川県証紙を貼り付けた審査手数料証紙貼付書を御提出ください。**

- ② 審査基準日時点では許可を有していたが、経営事項審査の申請時において廃業している業種を経営事項審査の対象業種とした上で、証紙金額も同業種を含めた金額となっていた。

**審査基準日では許可を有していても、経営事項審査の申請時において許可を有していない業種は、経営事項審査を受審することができません（P20）。なお、申請後は審査手数料を返還できませんので、ご注意ください。**

## 4 確認書類一覧及びその留意点について

### (1) 工事請負契約書等のコピー

- ① 添付されている工事請負契約書等のコピーが、請負金額に関係なく、工事経歴書の上から順に記載された3件のものであった。

経審受審用記載要領を満たした工事経歴書（P42～P44）記載上の請負金額順上位3件（3件に満たない場合はすべて）を添付するのであり、工事経歴書の上から順に記載された3件を添付するものではありません（P56）。

- ② 添付されている工事請負契約書や注文書等に当事者の押印が無かった。

請書又は請求書と同様に、入金を確認できる書類（領収書・預貯金通帳等）が別途必要となります（P56）。

- ※ 請書又は請求書には請負契約の当事者の押印が無くとも確認書類としては問題ございません。
- ※ 電子媒体による契約書、注文書等の場合は、印影がない旨を付箋等でコメントしてください。

- ③ JV として行った工事であるにも関わらず、工事請負契約書等のみが添付されており、JV の協定書（出資比率が分かるもの）の添付がなかった。

JV として行った工事の場合、工事請負契約書等に加えて、出資比率を確認できる JV の協定書が別途必要となります（P27、P56）。協定書に出資比率の記載が無い場合は、別の代替書類をご提出ください。

- ④ 添付されている土木一式工事の工事請負契約書等の資料で、元請ではあるが、内容が道路改修工事又は道路補修工事と記載されているのみであった。

元請か下請かを問わず、改修工事や補修工事では、工事の内容が明確ではないので、別途工事内訳書や見積書の添付が必要となります（P56）。

なお、道路改修工事や道路補修工事等は内容によっては、とび・土工・コンクリート工事又は舗装工事と判断されるケースも非常に多いため、申請する前に今一度工事の内容をご確認ください。

- ⑤ 添付されている土木一式工事の工事請負契約書等の資料で、内容が土留め工事は外構工事と記載されていた。

土留め工事や外構工事は、とび・土工・コンクリート工事のうち、その他基礎的ないしは準備的工事に含まれるもので、土木一式工事に該当しません（P45）。誤って、土木一式工事の完成工事高として計上している場合は、差替えが必要となります。

- ⑥ 添付されている建築一式工事の工事請負契約書等の資料で元請ではあるが、内容が住宅の改築工事又はリフォーム工事とされているのみであった。

元請か下請かを問わず、改築工事やリフォーム工事では、工事の内容が明確ではないので、別途工事内訳書や見積書の添付が必要となります（P56）。

なお、住宅の改築工事又はリフォーム工事等は内容によっては、内装工事と判断されるケースも非常に多いため、申請する前に今一度工事の内容をご確認ください。

- ⑦ 添付されている機械器具設置工事の工事請負契約書等の資料で、内容が自動ドア又は自動シャッター設置工事と記載されていた。

**自動ドア又は自動シャッターの設置工事は建具工事に該当するので、機械器具設置工事には該当しません** (P47)。誤って、機械器具設置工事の完成工事高として計上している場合は、差替えが必要となります。

- ⑧ 添付されている水道施設工事の工事請負契約書等の資料で、内容が給排水設備工事となっていた。

**給排水設備工事は管工事に該当するので、水道施設工事には該当しません** (P46)。誤って、水道施設工事の完成工事高として計上している場合は、差替えが必要となります。

- ⑨ 添付されている解体工事の工事請負契約書等の資料で、内容がブロック塀解体工事やクレーン解体工事等のように、家屋等の工作物の解体工事ではなかった。

**解体工事は原則として、家屋等の工作物を解体する工事であり、それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は、各専門工事に該当するので、解体工事には該当しません** (P48、P55)。誤って、解体工事の完成工事高として計上している場合は、差替えが必要となります。

- ⑩ 添付されている建設工事の工事請負契約書等の資料で、内容が機械器具の保守や点検、埋蔵文化財の発掘調査となっていた。

**機械器具の保守や点検、埋蔵文化財の発掘調査は建設工事に該当しません** (P56)。誤って、建設工事の完成工事高として計上している場合は、経営状況分析からやり直しが必要となります。

- ⑪ 完成工事高及び元請完成工事高の積み上げ（加算）を行っているが、積み上げ元の業種（「項番 19」経営規模等評価等対象建設業にならないもの）について、工事請負契約書等のコピーの添付がなかった。

**積み上げ（P29）を行う場合は、審査対象業種（積み上げ先）、積み上げ元の業種ともに経審受審用記載要領を満たした工事経歴書記載上の請負金額順上位 3 件ずつ（3 件に満たない場合はすべて）添付しなければいけません** (P56)。

- ⑫ 免税業者のため、消費税及び地方消費税納税証明書を添付していなかった。

**原則、免税事業者であっても納税証明書は必要**です (P57)。  
ただし、法人設立（個人事業の開業）後、最初の決算を迎える前に申請する場合は、「法人設立届出書（個人事業の開業届出書）」のコピー、審査基準日を含む事業年度から新たに免税事業者となった場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」のコピーを代替書類とすることができます。

- ⑬ 初めて経営事項審査を申請する場合又は前事業年度の経営事項審査を受けていない場合、審査基準日を含む事業年度分のみ消費税及び地方消費税納税証明書を添付していた。

**初めて経営事項審査を申請する場合又は前事業年度の経営事項審査を受けていない場合には、前事業年度分(3年平均を選択する場合には前々事業年度分)も必要です(P57)。**  
※ 提出書類の代替書類である消費税確定申告書も同様に、前事業年度分(3年平均を選択する場合には前々事業年度分)も必要です(P10)。

- ⑭ 消費税及び地方消費税の納税証明書の納付すべき額と地方消費税の確定申告書の差引税額(⑨)＋納税額(⑳)が一致していなかった。

消費税及び地方消費税の納税証明書の納付すべき額>確定申告書の差引税額(⑨)＋納税額(⑳)の場合、消費税の修正申告をしているか確認の上、修正申告をしている場合、その内容を反映した消費税及び地方消費税の納税証明書を再度取り直しの上、御提出ください。

消費税及び地方消費税の納税証明書の納付すべき額<確定申告書の差引税額(⑨)＋納税額(⑳)の場合、消費税の確定申告書について税務署により減額更正がされているか確認の上、減額更正があった場合、その内容を反映した消費税及び地方消費税の納税証明書を再度取り直しの上、御提出ください。

- ⑮ 完成工事高が消費税確定申告書の課税標準(①)よりも、大きな金額であった。

○消費税確定申告書の修正申告がされている  
⇒消費税確定申告書の修正申告の写し(表紙及び付表2-1)を御提出ください。完成工事高 $\leq$ 消費税修正申告書の課税標準が確認できれば可とします。

○消費税確定申告書について税務署による増額更正がされている  
⇒増額更正の通知書及び課税標準(①)が増額となったことが分かる書類を御提出ください。完成工事高 $\leq$ 増額更正後の消費税確定申告書の課税標準が確認できれば可とします。

○完成工事高の中に非課税の工事の売上(海外工事等)を含んでいる場合  
⇒当該工事の契約書のコピー等を御提出ください。当該工事売上を除いた完成工事高 $\leq$ 消費税確定申告書の課税標準(①)が確認できれば可とします。

○完成工事高に兼業売り上げや雑収入(地代収入や家賃収入等)が含まれている  
⇒経営状況分析の申請を再度行う必要があります。

○経営状況分析機関に提出した財務諸表が税込となっている  
⇒経営状況分析の申請を再度行う必要があります。

○その他税務処理上の理由による場合  
⇒完成工事高>消費税確定申告書の課税標準(①)であることについて、正当な理由であることを記載した理由書を御提出ください。

## (2) 建設業に従事する職員(技術者・技能者及び公認会計士等)の常勤確認書類

- ① 常勤確認資料として、健康保険証が添付されていた。

健康保険証は常勤確認書類としては認められていませんので、別の書類を提出する必要があります。なお、6ヶ月超の雇用関係の確認書類としては認められています(P58～P59)。

※ 建設業許可申請においては、常勤書類として健康保険証は認められますが、経営事項審査の取扱いは異なりますので、ご注意ください。

- ② 技術職員名簿の新規掲載者に○が付されていたが、6ヶ月超の雇用関係の確認書類の添付がなかった。

前年度の経審申請書副本における技術職員名簿において、名前が確認できない場合は、6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があることを証する書類（P59（ア）～（エ））を提出しなければなりませんので、ご注意ください（P58～P59）。

- ③ 常勤確認書類や6ヶ月超の雇用関係の確認書類として、法人税申告書表紙及び役員報酬欄が添付されていた。

法人税申告書及び役員報酬欄は常勤確認書類及び6ヶ月超の雇用関係の確認書類として認められていませんので、別の書類を提出する必要があります（P58～P59）。

※ 建設業許可申請において、常勤確認書類として法人税申告書及び役員報酬欄は年間で130万円以上の給与が確認できる場合であれば認められていますが、経営事項審査の取扱いは異なりますので、ご注意ください。

- ④ 6ヶ月超の雇用関係の確認書類として、建設国保の加入証明書が添付されていた。

建設国保の加入証明書は常勤確認書類としては認められていますが、6ヶ月超の雇用関係の確認書類としては認められていませんので、別の書類を提出する必要があります（P58～P59）。

- ⑤ 6ヶ月超の雇用関係の確認書類として、建設国保の国民健康保険証が添付されていた

建設国保の国民健康保険証は常勤確認書類のみならず、6ヶ月超の雇用関係の確認書類としても認められていませんので、別の書類を提出する必要があります（P58～P59）。

- ⑥ 常勤確認書類や6ヶ月超の雇用関係の確認書類として社会保険の算定基礎届が添付されていた。

社会保険の算定基礎届は常勤確認書類のみならず、6ヶ月超の雇用関係の確認書類としては認められていません。別途、算定基礎届提出後に発行される社会保険の資格取得確認通知書や社会保険の標準報酬決定通知書を御提出ください（P58～P59）。

- ⑦ 健康保険証の資格取得年月日から審査基準日までの期間がちょうど6ヶ月間であったにも関わらず、技術職員名簿に記載されていた。

新規資格取得年月日から審査基準日までの期間がちょうど6ヶ月間である場合、6ヶ月を超える雇用関係がないため、技術職員名簿に記載することができません（P58～P59）。

- ⑧ 出向協定書で定められた出向期間の中に審査基準日が含まれていなかった。

出向期間は最低でも出向期間が1年以上かつ審査基準日前6ヶ月超の期間が含まれていることが必要であるため、別途出向期間が更新されたことが分かる書類（新しい出向契約書や出向元の出向証明書）を提出する必要があります（P61）。

- ⑨ 技術者の資格確認書類として添付されていた合格証明書の日付や免状の交付日が、審査基準日以後であった。

審査基準日以前に資格を有している必要があるため、審査基準日以後の合格証明書や免状は加点对象として認められません（P62）。

- ⑩ 技術者の資格確認書類として添付されていた第二種電気工事士の免状の交付日が、審査基準日から3年以内であった。

第二種電気工事士は資格取得後に3年間の実務経験が必要となるため、免状の交付日が審査基準日から3年以内である場合は、3年間の実務経験がないため、加点対象としては認められません (P65)。

- ⑪ 技術者の資格確認書類として添付されていた消防設備士の免状の写真書換えの期限が審査基準日前となっていた。

消防設備士は10年に1回、写真書換えが必要となるため、免状の写真書換えの期限が審査基準日前となっていた場合は、加点対象になりません (P62)。

※ 写真書換えをしている場合は、最新の消防設備士の免状を別途提出する必要があります。

- ⑫ 技術者の資格確認書類として添付されていた給水装置工事主任技術者の免状の日付が、審査基準日から1年以上前であった。

給水装置工事主任技術者は資格取得後に1年間の実務経験が必要となるため、免状の日付が審査基準日から1年以内である場合は、1年間の実務経験がないため、加点対象としては認められません (P66)。

- ⑬ 建設キャリアアップカード(レベル3・レベル4)の交付を受けている技能者の資格確認書類として添付されていた能力評価(レベル判定)結果通知書の評価年月日が審査基準日より後の日付であった。

審査基準日時点で建設キャリアアップカード(レベル3・レベル4)の交付を受けていなければならないため、評価年月日が審査対象事業年度に含まれていない場合は加点対象となりません (P70)。

### (3) その他の審査項目に関する確認書類

- ① 雇用保険の加入を証する書類として、添付されていた保険料申告書や納入通知書に記載された概算又は確定分の年度が審査基準日の属するものではなかった。

申告書等は審査基準日の属する年度の概算又は確定分ものでなければなりません (P72)。併せて、申告書等に対応する領収書を添付してください (P72)。

- ② 4月又は5月が審査基準日の法人で、7月10日より前に経審を申請する場合、雇用保険の加入を証する書類として添付されていた申告書（又は納入通知書）及び領収書がいずれも前年度のものであった。

前年度の保険料申告書（又は納入通知書）＋前年度の保険料領収書に加えて、今年度の保険料申告書（又は納入通知書）の提出も必要となります (P72)。

- ③ 雇用保険の加入を証する書類として添付されている事務組合発行の保険料納入通知書について、雇用保険や労災保険等の内訳の記載がないため、雇用保険に加入をしているか不明である。

事務組合発行の保険料納入通知について、労働保険料の内訳が不明な場合、雇用保険に加入していることが分かる算定内訳書の提出が必要です (P72)。

- ④ 健康保険及び厚生年金保険の加入を証する書類として添付されていた日本年金機構発行の保険料領収書において、健康保険料が0円となっていた。

健康保険料が0円の場合、健保保険組合や建設国保に加入していることが考えられます。健保保険組合に加入している場合、組合の保険料領収書を、建設国保に加入している場合は建設国保加入証明書を併せて添付してください (P73)。

- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険の加入を証する書類として添付されていた日本年金機構発行の保険料納入告知額・領収済額通知書に記載された納付目的年月が審査基準日の属する月分のものであった。

保険料納入告知額・領収済額通知書の右側に記載のされた保険料が決算日（審査基準日）の属する月分であることが必要であり、左側に記載された納付目的年月ではありません (P73～P74)。

- ⑥ 添付されていた建設業退職金共済事業加入・履行証明書について、証明書の決算日及び決算期間が審査基準日を含んでいなかった。

建設業退職金共済事業加入・履行証明書の決算日及び決算期間に審査基準日が含まれていることが必要です (P75)。

※ 審査基準日が令和2年度の経審を令和3年度に申請する際、添付する建設業退職金共済事業加入・履行証明書における決算日及び決算期間は令和2年度のものとなります。

- ⑦ 退職一時金制度の導入を証する書類として添付されていた就業規則について、従業員が10名以上であるにも関わらず、労働基準監督署の受付印がなかった。

労働基準法による就業規則の労働基準監督署への届出等、法令上の義務を履行していないと加点対象となりません (P75)。常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成の上、行政官庁に届出をする義務があるため、労働基準監督署の受付印が無い場合は、加点対象となりません (P75)。

- ⑧ 退職一時金制度の導入を証する書類として添付されていた就業規則において、「退職金は建設業退職金共済に加入する」旨の記載に止まっていた。

建設業退職金共済制度の加入は項番44で別途加点対象となるため、退職金一時制度の導入においては加点対象となりません (P75)。

- ⑨ 法定外労働災害補償制度の加入を証する書類として添付されていた損害保険会社との契約書、又は法定外労災加入証明書について、記載されていた保険期間に審査基準日が含まれていなかった。

損害保険会社との契約書、又は法定外労災加入証明書に審査基準日が含まれていることが必要です。

- ⑩ 法定外労働災害補償制度の加入を証する書類として添付されていた損害保険会社との契約書、又は法定外労災加入証明書について、補償対象者、業務災害・通勤災害、又は補償範囲のいずれかの記載がなかった。

契約書又は法定外労災加入証明書において、次の3要件を確認できなければ加点対象となりません (P77)。

- ① 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること
- ② 業務災害と通勤災害（出・退勤とも）いずれも対象
- ③ 補償範囲が死亡及び労災障害等級1～7級以上のもの

- ⑪ 法定外労働災害補償制度の加入を証する書類として、⑩に記載の3要件を確認できる損害保険会社との契約書、又は法定外労災加入証明書の添付はあったが、労災保険の保険料申告書（又は納入通知書）及び領収書の添付がなかった。

3要件の確認できる契約書又は法定外労災加入証明書に加えて、労働（労災）保険の保険料申告書（又は納入通知書）及び領収書も添付しなければいけません (P77)。

- ⑫ 添付されていた労災保険の保険料申告書（又は納入通知書）事務組合発行の保険料納入通知書について、雇用保険や労災保険等の内訳の記載がないため、労災保険に加入をしているか不明である。

事務組合発行の保険料納入通知について、労働保険料の内訳が不明な場合、労災保険に加入していることが分かる算定内訳書の提出が必要です（P72、P77）。

- ⑬ 防災活動への貢献の状況を証する書類として川崎市防災協力事業所登録の登録証が添付されていた。

川崎市防災協力事業所登録については、活動内容が登録事業者による自発的な防災活動のため、事業者に一定の強制力を有するものではなく、加点対象となりません（P78）。

- ⑭ 防災活動への貢献の状況を証する書類として緊急補修工事等に関する覚書又は緊急補修工事等に関する協定書が添付されていた。

事実上請負契約・委託契約とみなされるようなものは対象外となるため、緊急補修工事等に関する覚書又は緊急補修工事等に関する協定書は加点対象となりません（P78）。

- ⑮ 防災活動への貢献の状況を証する書類として建設業労働災害防止協会加入証明書が添付されていた。

災害時における防災協活動等（建設業に該当しない活動も含む）の内容ではないため、建設業労働災害防止協会加入証明書は加点対象となりません（P78）。

- ⑯ 防災活動への貢献の状況を証する書類として、申請者加入の社団法人等の団体が発行する証明書が添付されていたが、審査基準日の記載がなかった。

証明書には審査基準日が記載されているものでなければ加点対象となりません。また、防災協定の締結相手である地方公共団体の名前の記載がないものも加点対象となりません（P79）。

- ⑰ 二級登録経理士試験合格者の数を証する書類として二級建設業経理士の合格証のみが添付されていた。

二級建設業経理士の合格証に加えて、常勤確認書類（P58）の添付が必要となりますので、御注意ください（P81）。なお、常勤確認資料の該当職員氏名の横にⓀと付記して下さい。

- ⑱ 建設機械の保有状況を証する書類として、建設機械のレンタル契約書が添付されていた。

レンタル契約の場合は加点対象となりません。売買契約書又はリース契約書が必要です（P88）。

- ⑱ リース契約における契約期間に経営事項審査の有効期限が含まれておらず、契約書に自動更新をする旨の記載がなかった。

自動更新をする旨の記載がない場合であっても、更新契約を確実に行う予定である旨の**県知事宛の申立書**を提出いただければ加点対象とします (P88)。

- ⑳ ショベル系採掘機の定期自主検査記録表が添付されていた。

ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーの場合には審査基準日直前の1年以内に実施された**特定自主検査記録表**が必要です。定期自主検査記録表は加点対象となりません (P88)。

- ㉑ 大型ダンプ車の自動車検査票が添付されていたが、備考欄における届出に事業が「建」ではなく「営」となっていた。

大型ダンプ車の自動車検査票において、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得しているものが加点対象となります。営、販、石、砕、砂、他の表示の場合は評価対象となりません (P89)。

- ㉒ 該当機械の写真が添付されていたが、アタッチメントやバケットの部分が映っていませんでした。

ショベル系採掘機の場合、アタッチメントの先端まで映っているものが、トラクターショベルの場合、バケットの部分まで映っている写真又はカタログの添付が必要となります (P89)。

- ㉓ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況を証する書類として、認証登録証明書が添付されていたが、認証範囲が製造業や販売業等となっていた。

建設業以外の業種（不動産業等）での認証の場合は加点対象となりません (P91)。なお、建設業ではあるが申請業種以外での認証である場合は加点対象となります。

- ㉔ 取得したCPD 単位数を証する書面が添付されていたが、技術者の単位取得が審査基準日より後の日付であった。

CPD 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD 単位でなければ加点対象となりません。